

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組

(1) PPP/PFI手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発

- PPP/PFI手法に通曉した**職員の養成**に努める。
- PPP/PFI手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行う。

(2) 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

- 地域における具体の案件形成**を目指した取り組みを推進するため、地域における人材育成、連携強化等を行う**産官学金**（地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関、株式会社民間資金等活用事業推進機構等）で構成された**地域プラットフォーム**を設置するよう努める。
- 地域における**事業機会の創出**、地域資源の活用その他地域の活性化を図る観点から、公共施設整備事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっては、事業の特性に応じ、**地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査及び評価を行う**とともに、民間事業者の選定に際しての評価に適切に反映させることが望ましい。

(3) 民間事業者からの提案の活用

- 事業の発案、基本構想・基本計画等策定段階等、**事業の上流段階**で、民間事業者からのPPP/PFIに関する**提案を積極的に求める**ことが望ましい。
- 民間提案を積極的に活用するため、**公共施設等総合管理計画の策定、固定資産台帳の整備等**により、民間事業者に対して十分な**情報開示**を図る。
- 民間事業者から提案があった場合は、**遅滞なく的確にこれを検討**。
（参考：「PFI事業民間提案推進マニュアル」（平成26年9月内閣府策定））